

令和7年9月30日

輸入数量に基づく特別緊急関税対象物品の令和7年度における輸入数量等

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の3第8項の規定に基づき、同法別表第1の6に掲げる物品について、令和7年度の初日から令和7年8月31日までの、これらの物品の輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量並びに当該輸入数量から当該各項の経済連携協定原産品に係る輸入数量及び締約国産物品に係る輸入数量を当該各項ごとに合計した輸入数量を控除した輸入数量(協定対象外輸入数量)を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	上段:輸入基準数量	上段:輸入数量	差 分
		下段:協定対象外 輸入基準数量	下段:協定対象外 輸入数量	
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
2	飲用乳	101 トン	26 トン	75 トン
		101 トン	26 トン	75 トン
3	クリーム	57 トン	19 トン	38 トン
		27 トン	12 トン	15 トン
4	粉乳類	23,078 トン	8,986 トン	14,092 トン
		17,616 トン	7,768 トン	9,848 トン
5	無糖れん乳	1,358 トン	217 トン	1,141 トン
		1,357 トン	217 トン	1,140 トン
6	加糖れん乳	257 トン	83 トン	174 トン
		95 トン	15 トン	80 トン
7	ヨーグルト	17 トン	1 トン	16 トン
		17 トン	1 トン	16 トン
8	バターミルク	20 トン	11 トン	9 トン
		20 トン	11 トン	9 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	60,801 トン	20,722 トン	40,079 トン
		46,217 トン	12,024 トン	34,193 トン
10	その他の乳製品	11,357 トン	1,728 トン	9,629 トン
		4,816 トン	1,311 トン	3,505 トン
11	バター	17,983 トン	4,427 トン	13,556 トン
		14,523 トン	4,135 トン	10,388 トン
12	豆類	75,032 トン	31,616 トン	43,416 トン
		35,697 トン	14,258 トン	21,439 トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,564,798 トン	2,229,278 トン	3,335,520 トン
		5,256,055 トン	2,064,111 トン	3,191,944 トン

14	大麦及びその加工品・調製品	1,273,832 トン	464,483 トン	809,349 トン
		170,350 トン	83,501 トン	86,849 トン
14の2	米及びその加工品・調製品	1,042,692 トン	362,292 トン	680,400 トン
		1,042,692 トン	362,292 トン	680,400 トン
15	コーンスターチ	3,699 トン	980 トン	2,719 トン
		3,529 トン	674 トン	2,855 トン
16	ばれいしょでん粉	11,772 トン	8,718 トン	3,054 トン
		10,387 トン	8,177 トン	2,210 トン
17	マニオ力でん粉	151,213 トン	44,194 トン	107,019 トン
		149,682 トン	44,194 トン	105,488 トン
18	サゴでん粉	20,958 トン	6,456 トン	14,502 トン
		13,494 トン	6,456 トン	7,038 トン
19	その他のでん粉	1,890 トン	635 トン	1,255 トン
		1,743 トン	595 トン	1,148 トン
20	イヌリン	3,000 トン	376 トン	2,624 トン
		81 トン	23 トン	58 トン
21	落花生	35,920 トン	14,260 トン	21,660 トン
		21,411 トン	7,348 トン	14,063 トン
22	こんにゃく芋	174 トン	21 トン	153 トン
		174 トン	21 トン	153 トン
23	ミルク調製品	9,293 トン	1,875 トン	7,418 トン
		2,252 トン	202 トン	2,050 トン
24	でん粉調製品	1,321 トン	589 トン	732 トン
		767 トン	295 トン	472 トン
25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン	0 トン
		0 トン	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	4,520 トン	731 トン	3,789 トン
		1,779 トン	202 トン	1,577 トン
27	調製食用脂	16,803 トン	3,680 トン	13,123 トン
		2,016 トン	297 トン	1,719 トン
28	繭	1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
		1.6 トン	0.0 トン	1.6 トン
29	生糸	234 トン	46 トン	188 トン
		234 トン	46 トン	188 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・特別緊急関税の発動条件は、輸入数量が輸入基準数量を超え、かつ、協定対象外輸入数量が協定対象外輸入基準数量を超えること。